○和洋女子大学大学院学則

平成 13 年 12 月 20 日認可

第１章　総則

（目的）

第１条　和洋女子大学大学院（以下「大学院」という。）は、和洋女子大学の使命に従い学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検）

第２条　大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

２　自己点検及び評価については、別に定める。

（課程）

第３条　大学院に修士課程及び博士課程を置く。

２　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

３　博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第２章　組織、定員及び修業年限

（組織及び研究科の目的）

第４条　各研究科の組織と研究科の目的は別表アのとおりとする。

（定員）

第５条　大学院の入学定員及び収容定員は別表イのとおりとする。

（修士課程の修業年限）

第６条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　前項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、修業年限は４年を限度として、その計画的な履修を認めることができる。

３　在学期間は、修士課程にあっては４年を超えることができない。

（博士課程の修業年限）

第６条の２　博士課程の標準修業年限は、５年とし、これを前期２年と後期３年に区分し、前期２年の課程は修士課程として取り扱う。

２　前項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、修業年限を前期課程においては４年、後期課程においては６年を限度として、その計画的な履修を認めることができる。

３　在学期間は、博士前期課程にあっては４年、後期課程にあっては６年を超えることができない。

第３章　入学

（入学の時期）

第７条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第８条　修士課程及び博士前期課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）大学を卒業した者

（２）大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

（３）外国において、学校教育における 16 年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については 18 年）の課程を修了した者

（４）外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については 18 年）の課程を修了した者
（５）我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
（６）外国の大学等において、修業年限が３年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については５年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
（７）指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
（８）旧制学校等を修了した者
（９）防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
（10）大学院において個別の入学資格審査により認めた 22 歳以上の者
２　博士後期課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）修士の学位や専門職学位を有する者
（２）外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（３）外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（４）我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（５）国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
（６）大学等を卒業し、大学、研究所等において２年以上研究に従事した者で、本学の大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
（７）大学院において、個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者
（出願等）
第９条　入学の出願並びに入学手続き及び入学許可については、和洋女子大学学則（以下「学則」という）第 15 及び 17 条を準用する。
２　前項の出願に基づく入学志願者の選考については、別に定める。
（外国人留学生）
第 10 条　本大学院に入学を志望する外国人志願者があるときは、選考のうえ入学を許可することができる。

第４章　授業科目及び履修方法等

（授業及び研究指導）
第 11 条　大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。
（授業科目等）
第 12 条　各研究科の授業科目及び単位数は、別表（１）（２）（３）及び（４）のとおりとする。
２　教職に関する専門科目は、別表（５）のとおりとする。
（指導教員）
第 13 条　研究科長は、専攻主任の申し出を受け、学生の入学後速やかに、当該学生の指導教員を決定する。
２　研究科長は、指導教員に変更の必要を生じた場合、研究科教授会の議を経て、当該学生の指導教員の変更を決定する。
（履修科目の届け出）
第 14 条　学生は、各研究科において定める履修方法に従い、指導教員の指導に基づき、学期の始めに当該学期に履修しようとする授業科目を、所定の様式により研究科長に届け出なければならない。
（単位の授与）

第 15 条　単位の授与については、学則第 23 条を準用する。
２　ただし、第 17 条第２項、第 17 条の２において、前項の修得単位に含められるとする単位数は、合せて 20 単位を超えないものとする。
（履修基準）
第 16 条　学生は、在学期間中に、各研究科の定めるところにより、専攻における所定の授業科目について修士課程又は博士前期課程においては 30 単位以上、博士後期課程においては 14 単位を修得しなければならない。
２　修士課程又は博士前期課程においては、学生は、教育上有益であると研究科教授会が認めたときは、他の専攻、研究科の授業科目を履修し、10 単位を超えない範囲において前項の修得単位に含めることができる。
（他の大学院における授業科目の履修）
第 17 条　学生は、教育上有益であると研究科教授会が認めたときは、当該大学院との協議に基づき、他の大学院（外国の大学の大学院を含む）及び特別の課程（当該特別の課程の履修資格を有する者が、大学院入学資格を有する者であるものに限る。）の授業科目の履修を認めることができる。
２　前項の規定により履修した単位数については、15 単位を超えない範囲で、第 15 条に定める修得単位に含めることができる。
（入学前の既修得単位の認定）
第 17 条の２　教育上有益であると研究科教授会が認めたときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、15 単位を超えない範囲で、第 15 条に定める修得単位に含めることができる。
（他の大学院における研究指導）
第 18 条　学生が、国内又は外国の他の大学院等において、研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該大学院との協議に基づき、研究指導を受けることを認めることができる。
（教育方法の特例）
第 19 条　各研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科教授会の議を経て、特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第５章　課程の修了及び学位の授与等

（修了要件）
第 20 条　修士課程又は博士前期課程の修了は、大学院に２年以上在学し、各研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行なう修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
２　博士後期課程の修了は、博士後期課程に３年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程の在学期間を含めて３年以上在学すれば足りるものとするほか、大学院設置基準第 17 条２及び３の規定による。
（入学前の既修得単位を勘案した在学期間の短縮）
第 20 条の２　第 17 条の２において、修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部として、入学前の既修得単位を、研究科の既修得単位としてみなした場合、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で、第６条における在学期間に含めることができる。ただし、修士課程においては少なくとも１年以上在学するものとする。
（学位の授与）
第 21 条　大学院において、各研究科の課程を修了した者には、別表ウに定める学位を授与する。
２　学位に関し必要な事項は別に定める。

（教育職員免許状）
第 22 条　中学校教諭又は高等学校教諭１種免許状を取得している者で、修士課程又は博士前期課程所定の科目を履修した者には、専攻によって別表エの専修免許状の授与の所要資格が与えられる。

第６章　学年、学期及び休業日

（学年、学期、休業日）
第 23 条　学年、学期及び休業日は、学則第９、10、11 条に定めるところによる。

第７章　休学、留学、復学及び退学等

（休学、留学、復学、転学、退学、再入学、除籍）
第 24 条　休学、留学、復学及び退学等に関しては、学則第 29 条から第 37 条までを準用する。
２　学則第 30 条第２項の「４年」を「修士課程、博士前期課程は２年、博士後期課程は３年」に読み替える。
３　学則第 34 条の「大学」を「大学院」に読み替える。
４　学則第 35 条第２項、第３項については、大学院には適用しない。

第８章　賞罰

（表彰及び懲戒）
第 25 条　学生の表彰については学則第 40 条を、学生の懲戒については学則第 41 条を準用する。
２　懲戒処分の内容及び手続については、別に定める。
３　学生懲戒委員会については、別に定める。

第９章　研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生

（研究生）
第 26 条　大学院において、特定の専門事項について研究することを願う者があるときは、選考の上、大学院研究生として許可することができる。
２　研究生の規定は別に定める。
（科目等履修生）
第 27 条　大学院において特定の授業科目を履修することを願う者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。科目等履修生が履修した授業科目については研究科の定めるところにより単位を授与することができる。
２　単位の授与及び認定を目的としない場合を聴講生という。聴講生は第 15 条での扱いをしない。
３　科目等履修生（聴講生）に関する細則は別に定める。
（特別聴講学生）
第 28 条　特定の授業科目を履修することを希望する他大学の大学院生があるときは、当該研究科とその大学院との協議に基づき、所定の手続きを経て特別聴講学生として履修を許可することがある。
２　特別聴講学生が履修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。
（特別研究学生）
第 29 条　国内又は外国の他の大学院の学生が、大学院において研究指導を受けようとするときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することができる。

第 10 章　研究施設

（研究施設）
第 30 条　学生は、その研究目的を達成するため本学附属図書館及びその他の施設を利用することができる。

第 11 章　学費及び入学検定料

（検定料、入学料、授業料等）

第 31 条　授業料、施設費、入学金等の学費及び入学検定料は、別表（６）に定めるとおりとする。

２　前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

３　納付した学費及び入学検定料は、いかなる理由があっても返付しない。ただし、入学辞退を指定期日までに届け出及び納付金の返還を申し出た場合には、納付した学費のうち入学金相当額を控除した金額を返付することがある。

（休学の場合の授業料等）

第 32 条　休学期間が前学期若しくは後学期又は全学期にわたる場合は、授業料等は徴収しないこととし、在籍料を徴収する。

２　学期の途中で休学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

第 12 章　教員組織及び管理運営

（教員組織）

第 33 条　大学院の授業及び研究指導は、本学専任教員のうちから、各研究科教授会において選考されたものが担当する。ただし、授業については、必要がある場合は兼任教員に担当させることができる。

（運営組織）

第 34 条　各研究科に研究科教授会を置く。研究科教授会は、研究科ごとに大学院の授業又は研究指導を担当する教員をもって構成する。

２　研究科の運営に必要がある場合、研究科教授会の定めるところにより必要な組織を置くことができる。

（研究科長）

第 35 条　研究科に研究科長を置く。研究科長について必要な事項は別に定める。

２　研究科長又は専攻主任の職務遂行に支障が生じたときは、必要に応じて学長、副学長、研究科長及び事務局長が協議の上、職務の代理者を決定する。

（大学院教授会）

第 36 条　本大学院に大学院教授会及び各研究科教授会を置く。

２　各研究科教授会は、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員の２分の１以上の要求があったときに開催する。大学院教授会及び各研究科教授会は、研究科長が招集する。教授会の運営に関する事項は別に定める。

３　大学院教授会は、各研究科教授会に留まらず大学院全体での審議が必要と認められる事項がある場合、研究科長相互の了解のもと不定期に開催するほか、構成員の２分の１以上の要求があったとき、研究科長相互の了解のもと研究科長がこれを招集する。また、学長が必要と認めたとき、開催を研究科長に委任することができ、委任を受けた研究科長は他の研究科長に連絡のうえ、研究科長相互の了解のもと招集し開催する。

４　大学院教授会に際して研究科長が必要と判断したときは、研究科長相互の了解のもと大学院教授会に学長、副学長、事務局長及びその他の職員に出席を要請することができる。また、研究科長が必要と判断したときは、各研究科教授会に学長、副学長、事務局長及びその他の職員に出席を要請することができる。

５　大学院教授会及び各研究科教授会の議長は、研究科長が務める。ただし、研究科長に支障のあるときは、研究科長があらかじめ指名する者が、議長を代行する。

（教授会の審議事項）

第 37 条　大学院教授会及び各研究科教授会の審議に関する事項は、別に定める。

（大学院評議会）

第 38 条　本大学院に、大学院評議会を置く。

２　大学院評議会に関する事項は、別に定める。

（事務局）

第 39 条　大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第 13 章　補則

（学則の準用）

第 40 条　大学院学則に規定のない事項については、和洋女子大学学則を準用する。

附　則

この学則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成 21 年４月１日から施行する。

２　別表（５）③総合生活研究科博士後期課程の入学金等については、平成 21 年度入学生より適用する。

附　則

この学則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 26 年４月１日から施行する。

ただし、別表（５）研究生登録審査料については、平成 26 年度志願者から適用する。

附　則

この学則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 31(2019)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和２(2020)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和３(2021)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４(2022)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４(2022)年７月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６(2024)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和７(2025)年４月１日から施行する。

（組織及び研究科の目的）第４条　別表ア

研究科の組織

研究科	専攻	課程
人文科学研究科	英語文学専攻	修士課程
	日本文学専攻	修士課程
総合生活研究科	総合生活専攻	博士前期課程
		博士後期課程
看護学研究科	看護学専攻	修士課程

研究科の目的

人文科学研究科
人文科学研究科は、人文科学の分野において、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
総合生活研究科
総合生活研究科は、家政学及びその基礎をなす学術分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な職業に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を総合的に養うことを目的とする。
看護学研究科
看護学研究科は、幅広い教養と科学的思考力及び研究能力を備え、さらに時代の要請にも柔軟に応える能力を有する看護職の育成をもって、地域の医療、看護の質の向上に貢献することを目的とする。

（定員）第５条　別表イ

大学院の入学定員及び収容定員

課程	研究科	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	人文科学研究科	英語文学専攻	5	10
	人文科学研究科	日本文学専攻	5	10
博士前期課程	総合生活研究科	総合生活専攻	8	16
博士後期課程	総合生活研究科	総合生活専攻	3	9
修士課程	看護学研究科	看護学専攻	6	12

（学位の授与）第 21 条　別表ウ

学位の種類

研究科	課程	学位の種類
人文科学研究科	修士課程	修士（文学）
総合生活研究科	博士前期課程	修士（家政学）
	博士後期課程	博士（学術）又は（家政学）
看護学研究科	修士課程	修士(看護学)

（教育職員免許状）第 22 条　別表エ

教員免許状の種類

研究科・専攻	教科	免許状の種類
人文科学研究科 英語文学専攻	英語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
日本文学専攻	国語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
総合生活研究科 総合生活専攻	家庭	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状